

お知らせ
**介護保険負担限度額認定
 及び社会福祉法人等利用者
 負担軽減制度の更新について**

現在、介護保険負担限度額認定及び社会福祉法人等利用者負担軽減制度の認定を受けている方は有効期限が6月末になっていきます。引き続き7月1日から認定を受けるためには申請が必要です。

▼受付開始日

7月1日(月)

※申請した月の初日から認定となります。

▼申請に必要なもの

・介護保険被保険者証

・印鑑(認め印可)

■申請・問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

吾北総合支所住民福祉課

☎ 867-2300

本川総合支所住民福祉課

☎ 869-2114

お知らせ
**国民年金保険料免除などの
 申請について**

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる

る「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受け

ず保険料が納め忘れの状態

で、万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害

基礎年金・遺族基礎年金が受

けられない場合があります。

手続きは、住民登録をして

いる市町村の国民年金担当窓

口へ申請することになります。

申請書は、年金事務所又は市

町村の国民年金担当窓口にあ

て提出していただきます。

平成25年度の免除などの受

付は、平成25年7月1日から

開始され、平成26年6月ま

での期間を対象として審査し

ます。申請は、原則として毎

年度必要ですのでご注意ください。

ただし、平成25年7月中に

申請する場合は、平成24年7

月から平成25年6月までの期

間(前1年間分)についても

申請することができますので、

7月中に申請書を2枚提出さ

れるようお願いいたします。

■申請・問い合わせ

高知西年金事務所

☎ 875-1717

お知らせ
**災害時、避難に支援が
 必要な方は「個別計画」
 をつくりませんか**

「個別計画」って何？

町では、災害時に備え自分

で避難ができず、また家族な

どの支援も受けられない方が、

どのようにしたら避難ができ

るかを記入したら避難ができ

対する計画(個別計画)を町

内会、自主防災組織、民生委

員などの地域の皆さんとともに

進めています。

現在地域ぐるみで「個別計

画」の取組を行っている地区

は次のとおりです。

【伊野地区】 18地区

14区(菊葉)
15区(東町)
19区(天神3)
20区-3(天神4)・ウェルネス
23区-2(奥名是友)
23区-3(是友第2)
26区-2(駅前町)
西浦1
西浦3-1
西浦3-2
西浦3-3
西浦5
西浦6
西浦7
西浦9
八代2
六部
大八十
奈呂

【吾北地区】 5地区

上八川土居
木ノ瀬
高岩
柳野
大野内

【本川地区】 10地区

高数1区
高数2区
脇ノ山
足谷
葛原
戸中
長沢1区
長沢2区
越裏門
寺川



枝川地区：車椅子の方も一緒に逃げれる避難訓練をしています。

災害から身を守ることは、

自分の身は自分で守るとい

う意識を持ち、日ごろから地

域ぐるみで助け合う仕組みづ

くりが重要です。

■問い合わせ

ほけん福祉課

(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3810

公助(救助隊)により救出された人は約2%



阪神・淡路大震災では、98%の人が、自力または家族や地域の住民などによって生き埋めから救出されたといわれています。

お知らせ
**仁淀川・宇治川一斉清掃
 のお知らせ**

7月は河川愛護月間です。

本年も河川愛護月間の行事として、仁淀川・宇治川流域にて河川一斉清掃を実施します。

皆さんのご参加をぜひお願いします。

▼日時 7月7日(日)

7時~(小雨決行)

※雨天の場合は、7月14日(日)に延期。

▼会場

【仁淀川 5会場】

・八田沈下橋跡河原

・仁淀川桜つつみ公園

・鎌田堤防く大内堤防

・波川緑地公園

・加田キャンプ場

【宇治川 9会場】

・江尻橋付近・天神橋付近

・沖田橋付近・是友橋付近

・県営住宅入口の橋付近

・枝川橋付近・北浦橋付近

・小田橋付近・八代公民館

※ごみ袋・軍手などは準備します。

■問い合わせ

仁淀川清掃

国土交通省高知河川国道事務所

☎ 833-6904

宇治川清掃

環境課

☎ 893-1160